川崎医療福祉大学動物実験委員会規程

第１条　この規程は、川崎医療福祉大学動物実験等の実施に関する規程第４条の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審査及び審議する。

(1) 動物実験に係る規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 動物実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び結果の適正性に関する事項

(3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関する事項

(4) 動物実験の実施に係る教育訓練に関する事項

(5) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関する事項

(6) その他、動物実験等の適正な実施に関する必要事項

２　委員会は、前項に定めるもののほか、動物実験に関する計画等に対して、適切な助言及び指導を行うことができる。

第３条　委員会は、学長が指名する者を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 動物実験等を行う者　若干名

(2) 実験動物に関して識見を有する者　若干名

(3) 人文・社会科学に関して識見を有する者　若干名

(4) その他学長が必要と認めた者　若干名

２　委員会は、委員長が召集する。

３　委員会に、副委員長を置くことができる。

４　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

２　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　委員は、自己の申請にかかる審査及び判定に加わることはできない。

第５条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

第６条　委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験の実施に係る教育訓練を実施する。

第７条　委員会の庶務は、事務部庶務課において担当する。

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成19年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年８月１日から施行する。